



2022年度第2回 メキシコ税務細則の概要

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2022年度第2回税務細則の概要についてご説明します。当該細則は、3月9日に官報公布されています。当該細則は一部経過措置があるものを除き、官報公布日翌日施行となっています。一方、同日、税務当局（SAT）のポータルにおいて、今後予定されている2022年度第3回税務細則改正案が事前公表されていますので、その概要についてもご説明します。なお、2022年度第1回税務細則の概要（2021年12月30日公表）については、2022年2月8日配信のニュースレター「2022年度メキシコ税制改正に関する細則の概要」をご覧ください。

また、本ニュースレターに関連してKPMGメキシコはスペイン語版のニュースレター（Flash）も発行しています。必要に応じてご参照ください。

[Flash: Modificaciones a la resolución miscelánea fiscal - KPMG México \(home.kpmg\)](#)

目次

1. 2022年度第2回税務細則の概要
2. 2022年度第3回税務細則改正案の概要

1. 2022年度第2回税務細則の概要

(1) CFDIシステム新旧バージョンの併存期間の延長

SATにより運用されているCFDIシステムの現行バージョン3.3と新バージョン4.0の併存期間、いわゆる経過措置の期間は、第1回税務細則において、2022年4月30日までと規定されていましたが、今回の細則において2022年6月30日まで延長されます。従い、2022年7月1日以降、メキシコの納税者が発行するすべてのCFDIは、バージョン4.0の規定に準拠する必要があります。この期間延長は、源泉徴収に係るCFDI（CFDI de Retenciones de Pagos）および入金に係るCFDIの現状のバージョン1.0にも同様に適用されます。

(2) CFDIのキャンセル

2021年度に発行したCFDIのキャンセルについては、2022年度第1回税務細則において翌年3月31日の確定申告期限までであれば可能と手当されています。一方、Invitation letter対応や、その他何らかの事情によって2021年度よりも前の税務年度に発行したCFDIのキャンセルを行う際には、以下のすべての要件を満たすことで、当該キャンセルを行うことができると規定されています。当該規定は2022年9月30日まで有効と規定されており、10月1日以降の対応については、以下の規定が継続適用になるのか、新たなルールが適用されるのかは現在のところ不明です。

- ✓ **CFDIのキャンセルが行われた月の翌月に、対応する修正申告（declaraciones complementarias）を行う**
- ✓ **有効な納税者メールアドレスを有している**
- ✓ **Buzon上でのCFDI受領者の許可を得ている**
- ✓ **キャンセルされたCFDIに代わる修正CFDIを発行する**

(3) 合併による消滅会社のTax ID（RFC）のキャンセル

合併によるRFCのキャンセルに係る通知について、その内容が所定の要件を満たしているか、税務当局による事前審査を受けることが明記されました。従い当該キャンセルのプロセスは、税務当局がこの事前審査を終了するまでは開始されません。この事前審査における重要な点として、当該要件の中で、納税者が発行する、あるいは受領するCFDIの積み上げ額と会社の年次申告、月次申告における申告額に不一致がある場合には、事前審査が通らないことが明記されている点です。すでにInvitation letterでもなじみのある論点ですが、この対応が非常に重要となります。

(4) 石油や天然ガス等の在庫管理における認証義務

石油や天然ガス等を生産、販売、輸送、貯蔵を行う納税者は、2022年1月1日より当該資源の定期的な在庫管理・税務当局への電子データでの報告が義務付けられましたが、加えてその種類、天然ガスにおいては発熱量、ガソリンにおいてはオクタン価に関する情報に対して、当局から所定の認可を受けた者により、サンプルテスト等を受け適正意見を入手し、必要に応じて経済省等の当局承認を受ける必要があります。

(5) 給与に係るCFDIのキャンセル

2022年度第1回税務細則において、給与に係るCFDIについて、年度をまたいだキャンセルを行う場合、受領者側の承認が必要と規定されており、実務的な対応が疑問視されていました（詳細は2022年1月11日配信の「給与に係るCFDIの改正」をご参照ください）。今回の細則において当該受領者による承認のプロセスが削除されたことで、年度をまたぎキャンセルか否かを問わず、受領者側の承認なくキャンセルすることができるようになります。

(6) 簡易納税制度（RIF）におけるRFCの登録手続の緩和

簡易納税制度（RIF）において、その制度を適用する個人は、その適用の対象年度の1月31日までにRIFを適用する納税者であることをRFCにおいて登録する手続きが課せられていましたが、その期限要件が廃止され、今後はいつでもその変更についての登録手続を行うことができます。

2. 2022年度第3回税務細則改正案の概要

以下の改正内容はまだ事前公表のものであり、官報公布時に内容が変更される可能性があります。

(1) Carta Porte（商品輸送証明書）の運用開始時期

CFDIを補完するCarta Porte（商品輸送証明書）の運用は、2022年1月1日から開始していますが、そのすべての要件を必ずしも満たす必要がない移行期間は、2022年度第1回税務細則で定められた期限である2022年3月31日からさらに延長され、2022年9月30日までと規定されています。

(2) 自動車燃料に係る追加的な税制インセンティブの還付

国際的な燃料・原油価格の上昇を受けるなか、2022年3月4日に、官報において、自動車燃料（ガソリン、プレミアムガソリン、ディーゼル）に対する追加的な税制インセンティブの導入が公布されました。現在当該自動車燃料については生産・サービス特別税（IEPS）に定められた税額の100%まで免除されています。それに加えて、この税制インセンティブが新たに導入され、更なる燃料価格の上昇を抑え、その結果最終的なユーザーとなる消費者に恩恵が波及することを目的としています。当該インセンティブは公表の翌日である2022年3月5日から施行され、2024年12月31日まで、すなわちロペスオブラドール大統領の任期に至るまでの期間、有効とされます。

当該インセンティブの主な内容は、自動車燃料の種類別に定められたリッターあたりのインセンティブ額を事業者に与えることで、事業者は当該インセンティブ額を、自己が負担する月次法人税、VATから直接控除することが可能となります。さらに当該月次法人税やVATから控除しきれない余剰インセンティブ額については、税務当局への還付を申請することが可能となります。

2022年度第3回税務細則改正案においては、この還付申請に係る手続が新たに規定されています。この手続は、SATのポータル上で電子的に行い、申請後、還付金額が適正と認められた場合、13営業日以内に返金されることになる一方、還付申請のための要件や期限についての詳細（例えば、当局による調査が入った場合、当該調査期間中、13営業日の返金期間は保留されるなど）が規定されています。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

大野 博之 (hiroyukiohno@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshimiyamoto1@kpmg.com.mx)

レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2022 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.